

**令和5年度**

**第6回御船町議会定例会(10月会議)**

**議 案**

**令和5年10月12日(木)**

令和5年度第6回御船町議会定例会（10月会議）議事日程

令和5年10月12日（木）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸報告
  - 1 諸般の報告
  - 2 行政報告
- 第3 報告第9号 専決処分の報告について
- 第4 議案第36号 財産の取得について

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第1号に基づく和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年10月12日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第7号 上益城平坦地区広域営農団地農道車両事故に関する和解及び損害賠償額の決定について

御専第7号

上益城平坦地区広域営農団地農道車両事故に関する和解及び損害賠償額の決定について

令和5年9月13日専決

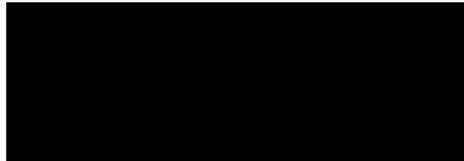
1 概要

上益城平坦地区広域営農団地農道における車両物損事故について、相手方と御船町との間で和解及び損害賠償額を決定した。

2 相手方

住所

氏名



3 損害賠償額

43,461円

過失割合（町：6 相手方：4）

4 事故状況及び対応

本件事故は、令和5年5月30日午後0時頃、相手方社員が上益城平坦地区広域営農団地農道を社用車で通行中に、農道の側溝付近に雑草が繁茂し、側溝に気づかず脱輪したことにより車体下部を損傷したもので、町と相手方との合意により和解に至った。

5 和解日 令和5年9月13日

議案第36号

財産の取得について  
証明書自動交付機について、次のとおり財産を取得する。

令和5年10月12日提出

御船町長 藤木 正幸

- 1 備品名 証明書自動交付機（3台）
- 2 納入場所 上益城郡御船町大字御船、七滝、上野地内
- 3 契約金額 9,852,095円
- 4 契約の相手方  
住 所 大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号  
商 号 シャープマーケティングジャパン株式会社  
代表者 取締役 美甘 将雄

（提案理由）

動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。